

つくばみらい市工場立地特例対象区域における緑地面積率等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 6 月 22 日

つくばみらい市長

（署名）

つくばみらい市条例第19号

つくばみらい市工場立地特例対象区域における緑地面積率等を定める条例の一部を改正する条例

第1条 つくばみらい市工場立地特例対象区域における緑地面積率等を定める条例（平成22年つくばみらい市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（工場立地特例対象区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第3条 本市の工場立地特例対象区域は、茨城県南部地域市町（取手市、守谷市、つくばみらい市及び利根町をいう。）と茨城県が、法第4条第1項の規定により作成し、同条第6項の規定により同意を得た茨城県南部地域基本計画において定めた重点促進区域のうち、次の表に掲げる区域とし、当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、同表に掲げる割合とする。

区域の種別	工場立地特例対象区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
乙種区域	・福岡地区工業専用地域 ・筒戸工業地域 ・筒戸東地区 ・福岡工業団地	100分の5以上	100分の10以上

第2条 つくばみらい市工場立地特例対象区域における緑地面積率等を定める条例の一部を次のように改正する。

第3条の表中

乙種区域	・福岡地区工業専用地域 ・筒戸工業地域 ・筒戸東地区 ・福岡工業団地	100分の5以上	100分の10以上
------	---	----------	-----------

」を

「

甲種区域	・圏央道インターパークつくばみらい(つくばみらい福岡地区地区計画(令和3年つくばみらい市告示第174号)における誘致施設Aに限る。)	100分の10以上	100分の15以上
乙種区域	・福岡地区工業専用地域 ・筒戸工業地域 ・筒戸東地区 ・福岡工業団地 ・圏央道インターパークつくばみらい(つくばみらい福岡地区地区計画における誘致施設Bに限る。)	100分の5以上	100分の10以上

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

規則の施行日	規則の施行日	規則の施行日	規則の施行日
規則の施行日	規則の施行日	規則の施行日	規則の施行日

○下の欄も付1	○上部の欄も付2	○二部の欄も付3	○四部の欄も付4
規則の施行日	規則の施行日	規則の施行日	規則の施行日